

**～源泉所得税等の徴収漏れ～**

源泉徴収制度とは給与や利子、配当、税理士報酬などの特定の所得を支払う者が、その所得の支払の際に 所定の方法により所得税額を計算し、その支払金額からその所得税額を差し引いて国に納付するというものです。つまり、特定の所得の支払者が納税義務者となり、支払いを受ける者（徴収されるべき者）に代わって税金を納付する制度です。今回は支払者がこの源泉徴収及び納付を失念等した場合の徴収すべき税額の取り扱いについて解説します。

**1. 契約の定めの有無**

その支払者が所得税の源泉徴収をしていない場合に徴収すべき税額は支払者が源泉所得税等を徴収しなかった理由が、その税額を支払者が負担する契約となっていたことによるものであるか、または、負担の定めがない契約であるかで取り扱いが異なります。

**2. 支払者が負担する契約となっている場合**

支払者が源泉所得税等を負担する契約になっている場合は、既に支払った金額は源泉徴収済みの税引後手取額であるため、その支払金額に対して逆算（グロスアップ計算）した金額を源泉所得税等の計算の基礎となる支払金額として源泉所得税等を計算して納付する必要があります。

**3. 支払者が負担する契約となっていない場合**

支払者が負担する定めが契約にない場合は、既に支払った金額に源泉所得税等が含まれていたものとして源泉所得税等を計算することとなります。この場合、支払者が税務署から所得税等を徴収され、又は支払者が徴収すべき者から徴収をしないで納期限後に自主的に源泉所得税等を納付した場合は、その支払者はその徴収されるべき者に対して、求償権を有することとなります。この求償権を実行した場合と放棄した場合とでそれぞれ以下の取り扱いとなります。

**(1) 求償権を実行した場合**

求償権を実行した場合は、既に支払った金額を源泉所得税等の計算の基礎となる支払額として源泉所得税等を計算し、その源泉所得税等に相当する金額を徴収されるべき者に対する以後の支払金額から控除、又は請求することができます。この実行により源泉所得税等に関する問題は解消されます。

**(2) 求償権を放棄した場合**

求償権を放棄した場合は、支払者は徴収されるべき者に対して債務免除したことによる利益を与えたことになり、求償権を放棄した時点でその徴収されるべき者に対して当初支払額に加えてその利益相当を税引手取額で支払ったものとされ、これらに対して逆算（グロスアップ計算）した金額を源泉所得税等の計算の基礎となる支払額として源泉所得税等を計算して納付する必要があります。

**Tax Consulting Firm EOS  
Firm News Vol.25 Jan'16**

**4. 具体例**

上記3つのパターン（①支払者が負担する契約となっている場合、②支払者が負担する定めが契約にない場合（求償権実行）、③支払者が負担する定めが契約にない場合（求償権放棄））を仕訳で示すと下記ようになります。

－ 前提条件 －

- ・ 既支払報酬額 1,000 円
- ・ 源泉所得税等率 20%（復興特別所得税は考慮しない）
- ・ 納期限後に自主的に源泉所得税等を納付

	①支払者が負担する契約あり	②支払者が負担する契約なし (求償権実行)	③支払者が負担する契約なし (求償権放棄)
報酬支払	報酬 1,000 / 現金 1,000	報酬 1,000 / 現金 1,000	報酬 1,000 / 現金 1,000
納期源後 源泉所得 税等納付	報酬 250 / 預り源泉税 250 預り源泉税 250 / 現金 250  ※預り源泉税 $1,000 \div 80\% \times 20\% = 250$	未収入金 200 / 預り源泉税 200 預り源泉税 200 / 現金 200  ※未収入金 $1,000 \times 20\% = 200$	未収入金 200 / 預り源泉税 200 預り源泉税 200 / 現金 200  ※未収入金 $1,000 \times 20\% = 200$
求償権 実行/放棄	－	現金 200 / 未収入金 200	報酬 200 / 未収入金 200 報酬 50 / 預り源泉税 50 預り源泉税 50 / 現金 50  ※預り源泉税 $200 \div 80\% \times 20\% = 50$

※納期限後に源泉所得税等を納付した場合、不納付加算税（特例あり）及び延滞税が課されます。

【関連条文等】

- ・ 所得税法 221 条
- ・ 所得税法 222 条
- ・ 所得税法基本通達 181~223 共-4
- ・ 所得税法基本通達 221-1

本紙に関するお問合せ、税務に関するご相談等は、下記までご連絡くださいませ。

税理士法人 EOS 東京都港区西新橋 1-2-9 日比谷セントラルビル 5 階

TEL: 03-4577-1806 FAX: 03-4577-1898

E-mail: [accounting@epcs.co.jp](mailto:accounting@epcs.co.jp) <http://www.epcs.co.jp>

**Tax Consulting Firm EOS**

**Firm News Vol.25**

～ We are always at your side ～